

CALS/EC 資格制度施行規程

第 1 章 総 則

(主 旨)

第 1 条 本規程は一般財団法人日本建設情報総合センター定款第 4 条第 7 号に基づき、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）理事長が認定する CALS/EC 資格制度の登録の実施に関し必要な基本的事項を定める。

(目 的)

第 2 条 この規程は CALS/EC 資格を定め登録すること及びその活用が図られることにより、CALS/EC 資格を用いた関連業務を円滑かつ的確に遂行し、公共事業受発注者の情報リテラシーの水準を高め、公共事業の品質確保に貢献するとともに CALS/EC 資格取得者の地位向上を図ることを目的とする。

(定 義)

第 3 条 CALS/EC 資格には、CALS/EC インストラクター (Registered CALS/EC Instructor、以下「RCI」という。) 及び CALS/EC エキスパート (Registered CALS/EC Expert、以下「RCE」という。) を設ける。

2. この規程において「RCI」とは、第 13 条第 2 項の登録を受け RCI の名称を用いて、以下の業務を行う者をいう。

- 一 職場内研修講師
- 二 職場外セミナー講師
- 三 職場内 IT 環境整備（電子入札・電子納品）
- 四 電子成果品の作成・確認・照査
- 五 電子検査対応支援 等

3. この規程において「RCE」とは、第 13 条第 2 項の登録を受け RCE の名称を用いて、RCI の行う業務に加え、以下の業務を行う者をいう。

- 一 公共事業実施機関等が主催する職員向け研修や受注者向け説明会の講師
- 二 大規模な講習会・セミナー等の講師
- 三 公共事業実施機関等が発注する導入支援業務の管理・担当技術者
- 四 CALS/EC 関連委員会等の委員 等

第 2 章 CALS/EC 資格試験

(CALS/EC 資格試験)

第 4 条 CALS/EC 資格試験は、RCI 又は RCE となるのに必要な高度情報通信分野における運用能力と、CALS/EC 分野における講習・指導能力を有するかどうかを判定するために行う。

第 5 条 削除

第 6 条 削除

第 7 条 削除

第 8 条 削除

第 9 条 削除

第 10 条 削除

第 11 条 削除

第 12 条 削除

第 3 章 登 録

(登録及び登録証)

第 13 条 CALS/EC 資格試験の合格者は、RCI 又は RCE となる資格を有する。

2. RCI 又は RCE となる資格を有する者が RCI 又は RCE となるには、RCI 及び RCE 登録簿に氏名、生年月日、所属する会社の名称及び所在地（個人の場合は、居住地住所）、合格した CALS/EC 資格試験の名称、その他 JACIC 理事長が定める事項について登録を受けなければならない。

3. RCI 及び RCE 登録簿は、JACIC に備える。

4. JACIC 理事長は RCI 又は RCE の登録をしたときは、申請者にそれぞれ RCI 登録証又は RCE 登録証（以下「登録証」と総称する。）を交付する。

5. 登録証には次の事項を記載するものとする。

- 一 登録の年月日及び登録番号
- 二 氏名
- 三 生年月日
- 四 合格した CALS/EC 資格試験の名称

(名 称)

第 14 条 登録証を交付された者はその登録証に示された資格種別に従い「CALS/EC インストラクター」あるいは「CALS/EC エキスパート」を称することができる。

(登録の有効期限)

第 15 条 登録の有効期限は、合格証書の交付から 2 年ごとの 9 月 30 日とする。

(登録事項の変更の届出等)

第 16 条 RCI 又は RCE は、登録を受けた事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を JACIC 理事長に届け出なければならない。

2. RCI 又は RCE は、前項の規程による届出をする場合において、登録証に記載された事項に変更があったときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(登録の資格審査)

第 17 条 JACIC 理事長は、CALS/EC 資格の登録を行おうとするときは、第 23 条に定める CALS/EC 資格制度管理委員会（以下「管理委員会」という。）の定める基準に基づき、登録する者の審査を行わなければならない。

2. JACIC 理事長は前項の審査に合格した者を RCI 及び RCE 登録簿に登録する。

3. JACIC 理事長は登録した者が第 1 項の基準を満たさないことが明らかになったときは、登録を取り消すものとする。

(登録の削除)

第 18 条 JACIC 理事長は、RCI 又は RCE の登録がその効力を失ったときは、その登録を削除しなければならない。

(登録手数料)

第 19 条 第 13 条の規定により登録を受けた者は、JACIC 理事長が定める登録手数料を JACIC に納付しなければならない。

第 20 条 削除

第 21 条 削除

第 22 条 削除

(事業計画等)

第 22 条の 2 JACIC は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に管理委員会に諮らなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2. JACIC は、毎事業年度終了後、当該年度の実施報告書及び収支決算書を作成し、管理委員会に諮らなければならない。

(登録事務規則)

第 22 条の 3 JACIC は、登録事務の開始前に登録事務の実施に関する規則（以下「登録事務規則」という。）を定めなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(秘密保持義務等)

第 22 条の 4 JACIC の役員若しくは職員ならびに各委員会委員又はこれらの職にあった者は、登録事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第 4 章 CALS/EC 資格制度管理委員会

(CALS/EC 資格制度管理委員会)

第 23 条 JACIC 理事長は、CALS/EC 資格制度に関する重要事項の審議及び登録事務を適正かつ公正に実施するため「CALS/EC 資格制度管理委員会」を設置する。

(管理委員会規則)

第 24 条 管理委員会の所掌事項及び運営については「CALS/EC 資格制度管理委員会規則」においてこれを定める。

(委員)

第 25 条 管理委員会は委員 10 名以内で組織する。

2. 委員は学識経験者、発注機関職員、民間事業者から JACIC 理事長が選定し委嘱する。

(委員の任期)

第 26 条 委員の任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。

(委員交替後の任期)

第 27 条 委員が任期途中で交替した場合、後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 28 条 管理委員会の委員長（以下「管理委員長」という。）は学識経験者の中から JACIC 理事長が選定し委嘱する。

2. 管理委員長は必要により委員の中から副委員長を指名することができる。

第 5 章 雑 則

(その他)

第 29 条 本規程に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、JACIC 理事長が定める。

(附 則)

本規程は、平成 13 年 6 月 18 日から施行する。

本規程は、平成 16 年 3 月 9 日から施行する。

本規程は、平成 19 年 3 月 7 日から施行する。

本規程は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

本規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

本規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

CALS/EC 資格制度施行規程第 17 条第 1 項に基づき管理委員会が定める CALS/EC 資格の登録を行う者の登録基準

平成 23 年 10 月 1 日

平成 25 年 4 月 1 日改訂

CALS/EC 資格制度管理委員会

CALS/EC 資格制度施行規程第 17 条第 1 項に基づき、CALS/EC 資格の登録基準を次のとおり定める。

(新規登録)

第 1 RCI 登録簿又は RCE 登録簿への登録ができる者は、次のとおりとする。

- (1) CALS/EC 資格試験に合格し、一般財団法人日本建設情報総合センター理事長から合格証書が交付されてから 2 年以内の者
- (2) CALS/EC 資格試験の合格証書を交付された日から登録を行わないまま 2 年以上を経過した者であって、直近の 2 年間に第 2 第 2 号に示す継続教育の条件を満たしている者

(更新登録)

第 2 RCI 登録簿又は RCE 登録簿の登録更新ができる者は、次のいずれかの要件を満たしている者とする。

- (1) 削除
- (2) 別に定める継続教育による評価が以下に掲げる条件を満たしている者
 - ア RCI にあっては、登録のための評価が有効とされる期間内に取得した継続教育ポイントの合計が 60 ポイント以上。ただし、資格試験合格から 2 年以内に申請を行う者にあつては、60 ポイントに 24 分の 22 を乗じて得られたポイント以上
 - イ RCE にあっては、登録のための評価が有効とされる期間内に取得した継続教育ポイントの合計が 80 ポイント以上。ただし、資格試験合格から 2 年以内に申請を行う者にあつては、80 ポイントに 24 分の 22 を乗じて得られたポイント以上
- (3) 登録有効期間内に登録の更新を行わなかった者にあつては、直近の 2 年間に前号の条件を満たす者

2. 更新講習を受講することにより登録更新を希望する者で、事故、病気または海外出張等の自己都合によらない事情により当該更新講習を受講できなかった者は、当該事情を

申し立てることにより、RCI 登録簿又は RCE 登録簿の登載を延長できる。ただし、当該延長事由が消滅した場合は、直近 2 年間における継続教育の条件（登録基準第 2 第 2 号の条件）を満たし、登録更新申請を行わなければならない。

（登録できない者）

第 3 次に掲げる事項に該当する者は RCI 登録簿又は RCE 登録簿に登録を行うことができない。

- (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けている者
- (2) 第 4 第 6 号から第 9 号までの規定により RCI 又は RCE の登録が削除され、その削除の日から 2 年を経過しない者

（登録の削除）

第 4 RCI 登録簿又は RCE 登録簿に登録されている者で、次のいずれかに該当する場合は、登録を削除するものとする。

- (1) 本人から、登録廃止の届出があった場合
- (2) 第 2 に定める登録更新の申請を行わなかった場合
- (3) RCI 登録簿に登録している者で RCE 登録の登録を行った場合
- (4) 第 2 第 2 項の規定に基づき登録の延長を受けた者が、延長事由の消滅にもかかわらず当該消滅の日から 1 年以内に登録更新を行わなかった場合
- (5) 後見開始又は保佐開始の審判を受けた場合
- (6) 登録簿への登録申請の内容について重大な虚偽があることが判明した場合
- (7) 登録簿に登載する事項に変更があったにもかかわらず、正当な理由がなく一定の期間内に変更届けを怠った場合
- (8) 虚偽又は不正の事実に基づいて CALS/EC 資格試験を受験し、登録又は登録更新を受けた場合
- (9) RCI 又は RCE の信用を失墜させた者、或いは RCI 又は RCE として不名誉な行為を行った場合

（その他）

第 5 第 1 から第 4 の規定に基づいては登録の可否が判断しがたい事案については、管理委員会で審議し、決定する。